

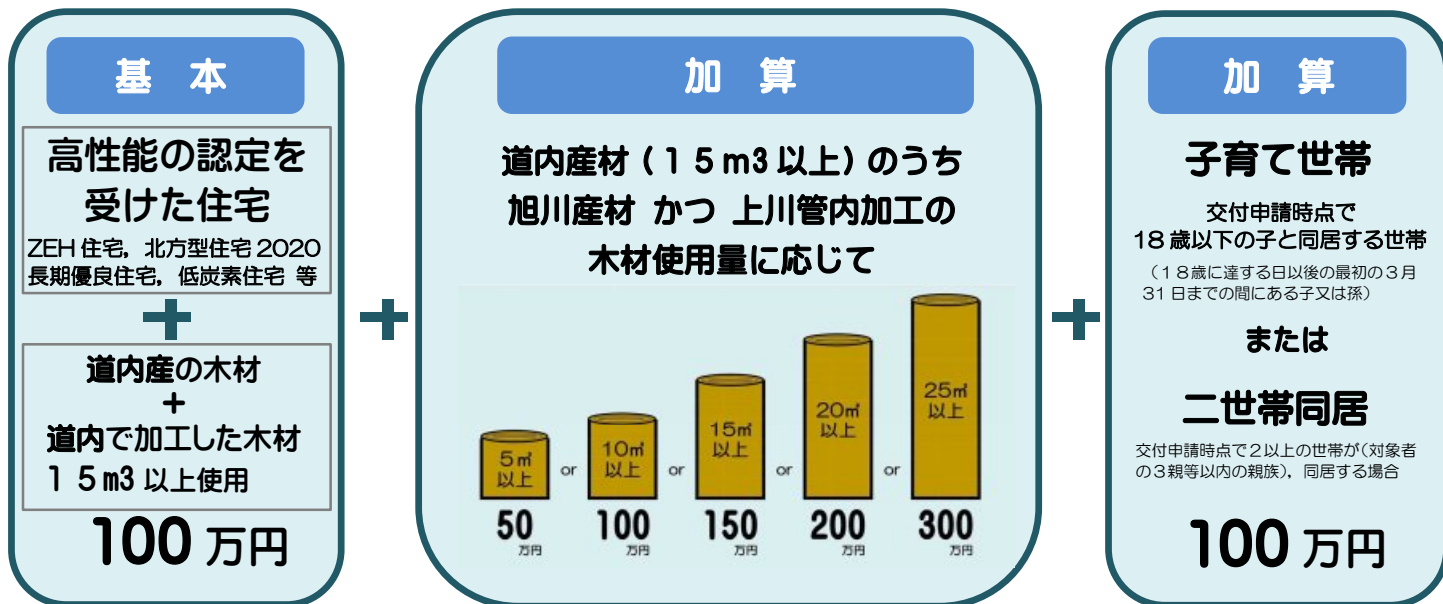
# 令和6年度 旭川市地域材活用住宅建設補助金

北海道の木材を使用した高性能住宅を新たに取得する方に対して、その費用の一部を補助します。

対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 旭川市内に新築する戸建住宅（建売住宅含む）※1で、高性能の認定を受けた住宅※2かつ15m<sup>3</sup>以上の地域材を使用したもの※3</li> <li>◆ 旭川市内に本店を置く事業者が施工する住宅</li> <li>◆ 令和6年4月1日以降に工事が完了するもの※4</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新築する住宅の発注者又は買主</li> <li>◆ 交付申請までに対象住宅に住民登録を行う者</li> <li>◆ 同居する世帯員に、550万円の所得を超える人がいないこと</li> <li>◆ 旭川市税を完納していること</li> </ul>

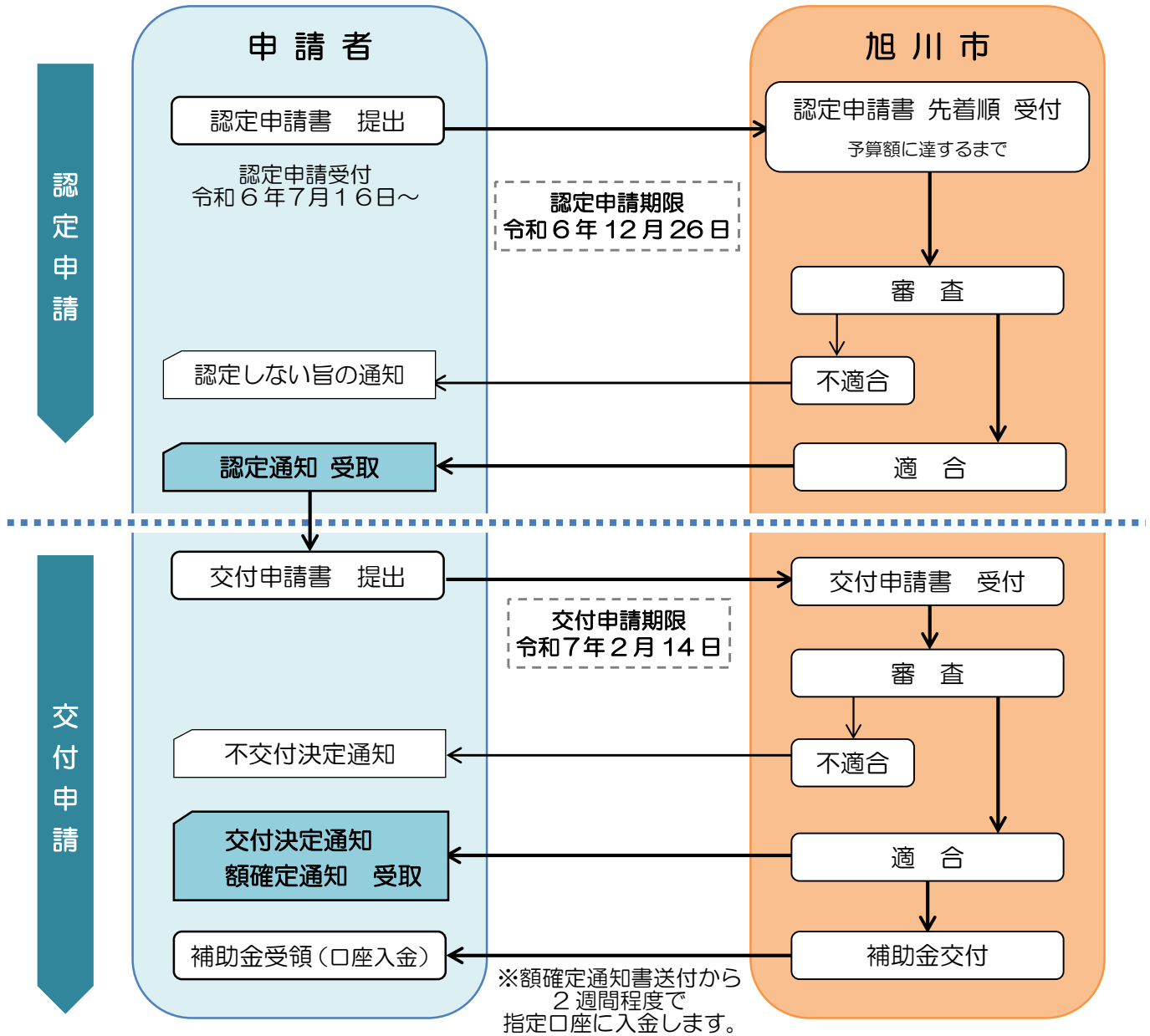
- ※1 建売住宅とは、不特定の者への販売を目的とした住宅で、一度も入居されていない住宅をいいます。  
 ※2 高性能の認定を受けた住宅とは、「ZEH住宅」「北方型住宅2020」「長期優良住宅」「低炭素住宅」等です。詳しくは4ページを御確認ください。  
 ※3 地域材とは、北海道内の森林から産出され、かつ北海道内で加工された木材になります。  
 ※4 工事完了日は建築基準法上の検査済証の交付年月日とします。  
 ・今年度に本市の「住宅改修補助金」「住宅雪対策補助金」や、国等の他の補助金との併用はできません。

補助金額	100万円 ～ 子育て世帯加算により最大500万円
------	---------------------------



まずはじめに 認定申請	令和6年7月16日（火）～予算額（7,200万円）に達するまで ※申込みは先着順で行います 認定申請期限：令和6年12月26日（木）
認定申請の後に 交付申請	「認定通知書」受取後随時受付 ～ 令和7年2月14日（金）まで

# 申請から補助金の支払までの手順の流れ




## 対象になる申請パターン

令和6年4月1日から令和7年2月14日までに、対象住宅の工事を完了(検査済証を取得)し、新たに住民登録を行うことが必要です。※建売住宅の売買契約は、令和7年2月14日までに締結してください。次のパターンを参考に、申請の有効期間と工事完了日を御確認ください。

パターン	R5年度		R6年度		交付申請期限 R7.2/14	対象の可否	備考
	～3/31	4/1～		～3/31			
注文住宅	A	◆	●			×	工事完了日がNG
	B		◆	●		○	
	C			◆	●		○
	D				◆	●	×
建売住宅	E	◆	●			×	工事完了日がNG
	F		◆	●		○	
	G			◆	●		○
	H				◆	●	×

◆ : 契約日    — : 工事期間    ● : 工事完了日 (検査済証交付日)

 **手続に必要な書類**（認定申請時，交付申請時にそれぞれ提出する書類です。）

認定申請時に必要な書類		
① 認定申請書	所定の様式 ※別紙「【木材予定使用量】等」含む	9 ページ参照
② 申請者の納税証明書	市税の滞納のない証明	
③ 世帯員の所得証明書	18 歳以上世帯員全ての直近の「市・道民税所得証明書」（学生は除く）	
※②，③は市役所総合庁舎 3 階税制課窓口又は各支所で交付（各 1 部 300 円，原則 3 か月以内のもの）		

交付申請時に必要な書類		
① 交付申請書	所定の様式 ※【木材実績使用量】含む	
② 工事請負契約書等の写し	対象住宅の工事請負契約書 又は 不動産売買契約書の写し	
③ 住民票や戸籍等の写し	申請者が対象住宅に入居したことが確認できるもの ※子育て世帯又は二世帯加算の場合は，家族構成がわかる <b>世帯員全員</b> が記載されたもの ※申請時点で妊娠中の方は『母子健康手帳』の写し	
④ 検査済証の写し	建築基準法上の検査済証の写し	
⑤ 地域材を 15m <sup>3</sup> 以上使用したことが確認できる書類	地域材の産地及び加工地が確認できる書類で，北海道森林組合連合会等の認定番号，木材の種類・数量等が記載されているもの ・出荷証明（納品書） ・番付入りプレカット図 ・木取表 ・プレカット明細書（住宅として使われた実長がわかるもの） ※出荷証明書の数量が 15 m <sup>3</sup> 以上が出荷されていても，住宅に実際に 15 m <sup>3</sup> 以上使用（プレカット後の数量）されていることを確認。	
⑥ 高性能の認定を受けた住宅であることが確認できる書類	住宅の性能が確認できる証明書類	4 ページ参照
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ZEH 住宅の場合：BELS 評価書（ZEH マークが表示されたもの）</li> <li>・ 北方型住宅 2020 の場合：北方型住宅基本性能確認書等</li> <li>・ 長期優良住宅の場合：長期優良住宅の認定通知書</li> <li>・ 低炭素住宅の場合：低炭素住宅の認定通知書 等</li> </ul>	
⑦ 対象住宅の写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地全体と建物外観写真：工事着工前，工事完了後</li> <li>・ 木材の使用状況がわかる写真：地域材現場搬入時，建て方（上棟後）</li> </ul>	
⑧ 対象住宅の図面	確認申請図面（1/100 程度）：配置図，各階平面図，立面図等	
⑨ 補助金請求書	所定の様式	

 **手続に関する注意事項**

- ・ 全ての申請書類は，持参か郵送にて提出してください。※郵送の場合は**期限内必着**まで有効
- ・ 認定申請は，工事請負契約（売買契約）前又は工事着手前でも可能です。
- ・ 認定申請時，使用する地域材の産地と**予定使用量**も必要になります。予め施工業者等に確認しておいてください。認定通知後に産地の変更や使用数量が減る場合（**補助金額が減少する場合**）は**変更申請が必要になります**。なお，地域材の使用数量が下回るなど対象住宅の要件を満たさなくなった場合は，認定を取り消すことがあります。
- ・ 交付申請をするためには，認定申請受付期間中に認定申請の手続きを行い『補助金認定通知書』を受け取る必要があります。
- ・ 交付申請時に必要な⑥番の書類（高性能の認定を受けた住宅であることを証明する書類）は，工事着手前に関係機関で手続が必要になりますので，御注意ください。
- ・ 認定申請時や交付申請時の審査で，現地を確認する場合があります。
- ・ 提出書類に不備や虚偽があった場合は，補助金を交付できないことがあります。

**申請窓口・お問合せ先**

旭川市 建築部 建築総務課 ☎ (0166) 25-9708  
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎4階  
Email : reform@city.asahikawa.lg.jp



## 対象者基準

- ・令和6年4月1日から令和7年2月14日までに、対象住宅に住民登録を行った者
- ・対象住宅の工事請負契約の発注者 又は 売買契約の買主
- ・直近の所得が550万円を超える世帯員がいない者。
- ・対象住宅及び土地を全て所有している者  
所有していない場合は、補助金の申請及び工事の実施について所有者の承諾を得ている者

※ 直近の所得とは、認定申請時点で最新の「市・道民税所得証明書」内の「合計所得金額」をいい、18歳以上の世帯員全てが対象（学生は除く）

※ 申請者が暴力団員の場合は対象外

## 対象住宅基準

- ・令和6年4月1日から令和7年2月14日までに、建築基準法上の**検査済証**の交付を受けた住宅
- ・地域材が**15m<sup>3</sup>以上**使用されている住宅
- ・高性能の認定を受けた住宅  
ZEH住宅（Nearly ZEH, ZEH Orientedを含む）、北方型住宅2020、長期優良住宅、低炭素住宅等の認定を取得した住宅
- ・店舗等を併設している場合は、延べ面積の1/2以上を居住の用に供する住宅
- ・市内に本店を置く事業者が施工した住宅
- ・都市計画区域内に建築した住宅

※ 住宅とは、旭川市内に建築する主に住むための家屋で、一戸建て形式の住宅をいう

共同住宅（住戸が分かれていて、全ての住戸に内部で往来できない住宅）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、公営住宅その他これらに類するものを除く

一戸建て形式とは、住戸の別がない又は住戸の別があるが全ての住戸に内部で往来可能な形式をいう

※ 地域材とは、北海道内の森林から産出され、かつ、北海道内で加工された木材をいう

### 【高性能の認定を受けた住宅であることを証明する書類】

住宅の種類	証明書類	発行機関等
ZEH住宅 ※1	BELS評価書(ZEHマークが表示されたもの)	BELS登録機関
北方型住宅2020 ※2	北方型住宅基本性能確認書 又は 住宅ラベリングシート	建築指導センター 又は きた住まいるサポートシステム
長期優良住宅 ※3	長期優良住宅の認定通知書	旭川市
低炭素住宅 ※4	認定低炭素住宅の認定通知書	旭川市

その他「設計住宅性能評価書（断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの）」や「性能向上計画認定通知書」等、これらと同等以上の性能と認定を受けた住宅も対象になります。

※1 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年告示第489号）によるBELS評価書（ZEHマークが表示されたもの）の交付を受けた住宅（Nearly ZEH, ZEH Orientedを含む）

※2 北海道で設定した北方型住宅基準（2020年基準）に適合した住宅（断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6を第三者機関で証明を受けたもの）

※3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅

※4 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた住宅

**【地域材使用量の計算方法と考え方】 ※認定申請時及び交付申請時に必要**

例1) 旭川産材・上川管内加工材と、道内産・道内加工材を併用し、加算対象となる場合

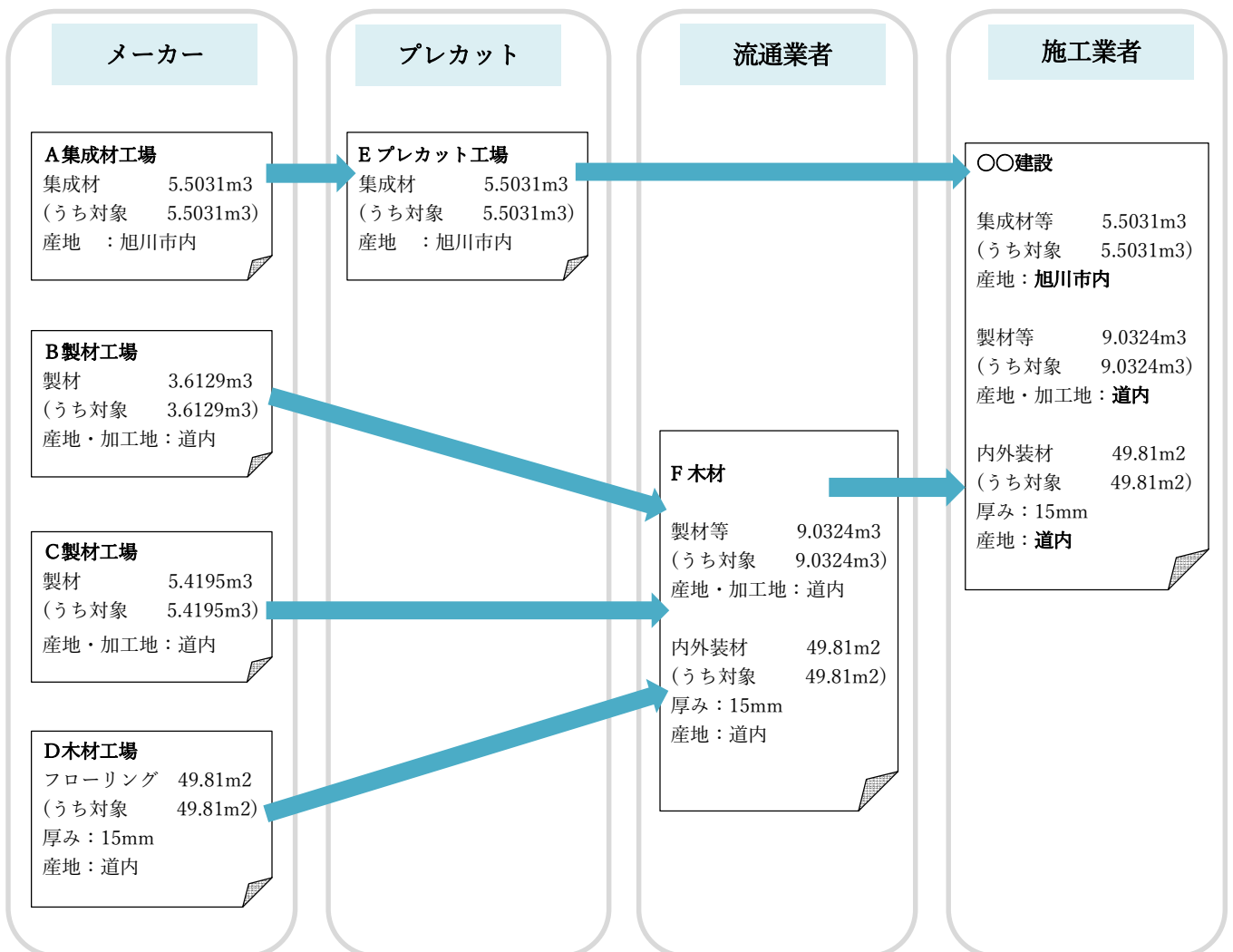
【材積】		【補助金額】	
道内産・道内加工材	9.0324 m3		
+道内産内装材 (49.81m2×板厚 0.015)	0.7471 m3		
<u>+旭川産材・上川管内加工材</u>	<u>5.5031 m3</u>	5 m3 以上	→ 加算 50万円
道内産・道内加工材と			
旭川産材・上川管内加工材の材積合計	15.2826 m3	15 m3 以上	→ 基本額 100万円
			<b>合計 150万円</b>

例2) 旭川産材・上川管内加工材と、道内産・道内加工材を併用したが、加算対象とならない場合

【材積】		【補助金額】	
道内産・道内加工材	11.5489 m3		
+道内産内装材 (29.81m2×板厚 0.015)	0.4471 m3		
<u>+旭川産材・上川管内加工材</u>	<u>3.2013m3</u>	5 m3 未満	→ 加算 0万円
道内産・道内加工材と			
旭川産材・上川管内加工材の材積合計	15.1973 m3	15 m3 以上	→ 基本額 100万円
			<b>合計 100万円</b>

**【地域材の産地と数量等を証明する添付資料について】 ※交付申請時に提出**

地域材を 15m3 以上使用したことを示す証明書は、発行元の内訳がわかる資料（出荷伝票、納品書等）全て提出してください。例えば、B 製材工場から納品を示す資料は「B 製材工場→F 木材」と「F 木材→〇〇建設」の出荷伝票等が必要になります。



### 【子育て世帯加算の対象基準】

交付申請を行う時点で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象者の子又は孫が、対象住宅に住民登録を行っているとき。

加算額は100万円で、子又は孫が2人以上いる場合も変わりません。

※二世帯同居加算との併用はできません。

### 【二世帯同居加算の対象基準】

交付申請を行う時点で、対象者からみて3親等以内の親族と同居しているとき。

加算額は100万円です。

※子育て世帯加算との併用はできません。

例) 50代の夫婦(親世帯)と、1歳の子供がいる娘夫婦(子世帯)が同居  
30代の孫(孫世帯)と、80代の祖母(祖父母世帯)が同居

## 住宅に関する相談窓口の御案内（住まいるダイヤル）

「住まいるダイヤル」は国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。

住宅やリフォームに関する心配事や疑問などを相談することができます。

**住まいるダイヤル ☎0570-016-100**

**（受付：10：00～17：00 土日、祝日、年末年始を除く）**

ナビダイヤルの通話料がかかります。固定電話であれば全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話できます。

PHS や一部のIP 電話などでつながらない場合は03-3556-5147 を御利用ください。



# 旭川市地域材活用住宅建設補助金 Q & A

## 制度の利用に関すること

<b>Q1 建売住宅をこれから購入する場合でも、申請できますか。</b>	
A1	令和6年4月1日以降に工事が完了し、交付申請時までに入居可能な建売住宅で、要件を全て満たす場合は申請が可能です。
<b>Q2 工事請負契約を連名(夫婦や親子等)で締結する場合、どのように申請したらよいですか。</b>	
A2	契約者が複数いる場合は、その全員が補助金の申請者となります。認定申請時には、代表となる申請者を選んで申請してください。それ以外の申請者は、その他の申請者として申請してください。なお、補助金の振り込み先は「申請代表者」名義の口座になります。
<b>Q3 同年度に旭川市の融雪槽の補助金と併用することはできますか。</b>	
A3	「旭川市住宅改修補助金」や「旭川市住宅雪対策補助金」との併用はできません。また、住宅の取得や、住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする他の補助制度も、重複して利用することはできません。
<b>Q4 住宅の一部に店舗や事務所等を併設している住宅は対象になりますか。</b>	
A4	住宅部分が建物全体の床面積の1/2以上の場合、かつ、住宅と非住居(店舗等)部分が内部で往来可能な場合は、一戸建て住宅として補助対象となります。
<b>Q5 既存の車庫のみがある敷地内に、新たに一戸建ての住宅を新築する場合は対象になりますか。</b>	
A5	対象になります。既存である建物が住宅以外の用途で、新たに建築するものが一戸建て住宅の場合は、補助対象となります。
<b>Q6 二世帯住宅を新築する場合、親と子の両者が別々に申請できますか。</b>	
A6	できません。本補助金は一戸建ての住宅1棟につき1度の申請まで有効です。 なお、対象基準(6ページ)に該当する二世帯同居を行うときは、補助金の加算があります。
<b>Q7 単身赴任で市外に住み続けている夫が住宅の工事請負契約をする場合、申請できますか。</b>	
A7	申請者が単身赴任などの事情により居住できない場合でも、申請は可能です。ただし、申請者からみて2親等以内の親族が対象住宅に居住することが条件になります。交付申請時に、住民票とあわせて申請者と居住者の関係がわかる書類を提出していただきます。

## 認定申請に関すること

<b>Q8 認定申請をしないと工事請負契約や工事を開始することはできませんか。</b>	
A8	認定申請前に工事請負契約を締結することや、工事を開始していても構いません。 ただし、高性能な住宅であることの認定等は、工事開始前に関係機関で手続を行う必要がありますので御注意ください。
<b>Q9 認定申請をせずに、交付申請をすることはできますか。</b>	
A9	できません。補助金の交付を受けたい方(交付申請したい方)は、必ず認定申請期間内に認定申請の手続を行ってください。
<b>Q10 所得を証明する書類とは、どのようなものが必要ですか。</b>	
A10	認定申請時点で、最新の「市・道民税所得証明書」が世帯員全員分必要になります。ただし、18歳未満及び学生は除きます。

## 交付申請に関すること

<b>Q11</b>	<b>工事は完了しましたが、まだ引越しをしていません。交付申請の対象になりますか。</b>
A11	対象になりません。対象住宅に住民登録を行ったうえで、交付申請の手続きを行ってください。 なお、交付申請の期限は令和7年2月14日です。
<b>Q12</b>	<b>使用した地域材の産地や加工地を証明する書類とは、どのようなものですか。</b>
A12	現場名、木材の種類（商品名）、数量、木材の産地名、生産工場名等が記載され、必ず北海道森林組合連合会又は北海道木材産業共同組合連合会の認定番号がある出荷証明書、もしくは納品書等です。この証明書類で地域材が1.5m <sup>3</sup> 以上使用していることを確認しますので、必ず全ての地域材の産地証明書を提出してください。産地証明書の提出がない場合は、本補助金の対象になりません。
<b>Q13</b>	<b>16歳の子どもが別居して生活しています。子育て世帯の対象になりますか。</b>
A13	対象になりません。交付申請時点で、対象住宅に18歳以下の子又は孫の住民登録があることが加算の条件になります。
<b>Q14</b>	<b>8歳と10歳の子どもがいます。子育て世帯として200万円加算できますか。</b>
A14	できません。同じ世帯に18歳以下の子が2人以上いる場合も、加算額は一律100万円です。
<b>Q15</b>	<b>「子育て世帯加算」と「二世帯同居加算」は併用することができますか。</b>
A15	併用はできません。どちらか一方の加算となります。
<b>Q16</b>	<b>現在妊娠中の場合は、子育て世帯で申請できますか。</b>
A16	できます。交付申請時に母子健康手帳の写しを提出してください。

## 手続全般に関すること

<b>Q16</b>	<b>手続の途中で変更が生じた場合は、どうすればよいですか。</b>
A16	補助金額が減少する場合のみ、変更申請の手続きが必要になります。地域材の産地や数量の変更などで補助金額が減少する場合は、変更申請書と変更内容が確認できる書類を速やかに提出してください。それ以外の変更については、変更した内容が分かる書類を交付申請時に提出してください。なお、認定申請後に補助金額の増額はできません。
<b>Q17</b>	<b>認定申請後に工事が中止になりました。手続は必要ですか。</b>
A17	届出が必要です。「辞退届」を速やかに提出してください。
<b>Q18</b>	<b>申請の手続は申請者本人が行わなければならないですか。</b>
A18	申請者以外の方でも手続できますが、必ず申請者本人が申請内容を確認してください。
<b>Q19</b>	<b>この補助金は、「フラット35地域連携型」の対象になりますか。</b>
A19	なります。フラット35を利用する場合は、認定申請時に「地域連携型利用対象申請書」を必ず提出してください。



# 〈 認定申請書 記載例 〉

黒い太枠内は入力必須項目になります。  
文字や数字に誤りのないよう正確に入力してください。

## 旭川市地域材活用住宅建設補助金認定申請書

(兼申請者等の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請代表者 (工事請負契約者 又は 売買契約者)		
〒 070-0037	フリガナ アサヒカワ タロウ	年齢
現住所 旭川市7条通9丁目48番地	氏名 旭川 太郎	40 歳
電話(携帯)番号 090-0000-0000	メールアドレス asahikawa @ 〇〇〇.〇〇〇	
建設場所 旭川市6条通10丁目00-00		
その他の申請者 ※申請代表者以外に契約者がいる場合		
〒 -	フリガナ	年齢
現住所	氏名	歳
電話(携帯)番号 -	メールアドレス @	

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当部局が申請内容の確認のため「関係機関」の情報について、市の関係部局及

契約者が複数いる場合は、その全ての契約者が申請者になります。  
※3名以上いる場合は別途御相談ください。

対象基準		補助金額
基本	道内産 かつ 道内加工した木材を 15 m <sup>3</sup> 以上使用	<input checked="" type="checkbox"/> 100万円
旭川産材加算 いずれか1つ選択	旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材を 5 m <sup>3</sup> 以上使用	<input type="checkbox"/> 50万円
	旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材を 10 m <sup>3</sup> 以上使用	<input checked="" type="checkbox"/> 100万円
	旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材を 15 m <sup>3</sup> 以上使用	<input type="checkbox"/> 150万円
	旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材を 20 m <sup>3</sup> 以上使用	<input type="checkbox"/> 200万円
	旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材を 25 m <sup>3</sup> 以上使用	<input type="checkbox"/> 300万円
世帯加算 いずれか1つ選択	子育て世帯加算 世帯員の中に18歳以下の子又は孫がいる	<input checked="" type="checkbox"/> 100万円
	氏名(子または孫) 年齢 続柄	
	二世帯加算 申請者の3親等以内の親族世帯と同居	<input type="checkbox"/> 100万円
氏名(子または孫) 年齢 続柄		
区分	金額	※認定審査欄
補助申請額	3,000,000 円	円
※備考欄		受付番号

子育て世帯加算を利用する場合は、18歳以下の子又は孫の氏名を1名記載してください。

【補助申請額】  
使用する地域材別の補助金額と加算額の合計を記入してください。

※裏面の記入もあります。

※市役所から追加で書類を求めた場合のみ

工事予定期間は、**現段階での目安**で構いません。ただし、**工事完了日は令和7年2月14日**までに検査済証の交付を受けたものが対象になりますので、御注意ください。  
※おおよその場合は以下のように記載してください。  
上旬→1日、中旬→15日、下旬→30日

【添付する関係書類】

- 申請者の納税証明書
- 申請年度の直近の市・道民税所得証明書（18歳以上の世帯員全員分）
- 別紙 木材予定使用量表 等
- その他市長が必要と認める書類（ ）

工事予定期間 6年5月10日～6年10月30日

対象住宅の新築工事を行う施工業者 ※市内に本店を置く事業者

〒 070 - 0036

住所 旭川市〇条通〇丁目〇番地 事業者名 株式会社 〇〇工務店

担当者（担当者名） 担当者氏名 (連絡先) 090-0000-0000

施工業者は、旭川市内に本店を置く事業者のみ対象になります。建売住宅を購入する場合も、住宅を建設する施工業者の情報を販売業者から確認して必ず記載してください。

確認事項は必ず全てチェックしてください。未記入の欄があると、申請を受け付けられない場合があります。

建売住宅を購入する場合は、宅地建物取引業者の連絡先を記入してください

〒 -

住所 (連絡先)

確認事項

全ての□にチェックしてください

対象住宅は、マンションやアパートですか。（一戸建以外） いいえ

対象住宅に、事務所や店舗は併設されていますか。※1 はい いいえ

対象住宅は、次のうちの高性能の認定を受けた住宅ですか。

ZEH 北方型住宅2020 長期優良住宅 認定低炭素住宅

その他（ ）※2

対象住宅及び土地を全て所有していますか。

所有していない場合は、工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。 はい

直近の所得が550万円を超える世帯員はいないですか。 いない

今年度に「旭川市住宅改修補助金」または、「旭川市住宅雪対策補助金」を利用しますか。 しない

国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 する しない

(助成制度等の名称)

(工事内容)

本補助金以外に利用する助成制度がある場合のみ、記載してください。住宅の取得や、住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国等の他の補助制度は、本補助金と重複して利用することができません。御注意下さい。

併設店舗等がある場合は、予め住居部分と住居以外の面積がわかる各階平面図の提出をお願いすることがあります。

(注2) 申請者等の内容に虚偽やその他の金の返還を求めることがあります

(注3) 世帯員の方の個人情報を確認する

別紙

建築確認申請上の内容又は現時点での計画内容を記載してください。

【建築概要】(予定)

構造	木造
階数	2階建
延べ面積	147.56 m <sup>2</sup> (うち住宅部分以外 25.05 m <sup>2</sup> )

住宅部分と  
附帯施設等の面積の合計

別棟のカーポートなど  
附帯施設等の面積の合計

【木材予定使用量】

補助対象部分の木材  
住宅部分で使用する道産材を記入

フローリング等は厚みをかけて計算  
例：49.81m<sup>2</sup>×15mm=0.7471m<sup>3</sup>

	集成材※1	製材等※1	内外製材※2 <small>m<sup>2</sup>の場合は材厚をかけて計算</small>	補助対象とする 木材利用材積	その他 木材利用材積
補助対象とする木材	道内産	7.9212 m <sup>3</sup>	+ 1.1112 m <sup>3</sup>	+ 0.7471 m <sup>3</sup>	= 9.7795 m <sup>3</sup>
	旭川産材	5.5037 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>		+ 5.5037 m <sup>3</sup>
補助対象外木材	上記以外の産地	6.925 m <sup>3</sup>	+ 1.1211 m <sup>3</sup>	+ 0.9923 m <sup>3</sup>	= 9.0384 m <sup>3</sup>
合計				(A) 15.2826 m <sup>3</sup>	(B) 9.0384 m <sup>3</sup>
総材積				(A) + (B)	24.3210 m <sup>3</sup>

地域材以外の  
木材の合計

地域材の合計

(A)が15m<sup>3</sup>以上であること

- ・ 使用量は、設計内訳書等から算出して記載してください。また、木材の体積の把握に必要なため、数量は少数点以下第5位を切り捨てし、小数点以下第4位までとしてください。
- ・ 使用量が不明の場合は、施工業者等に確認のうえ記載してください。

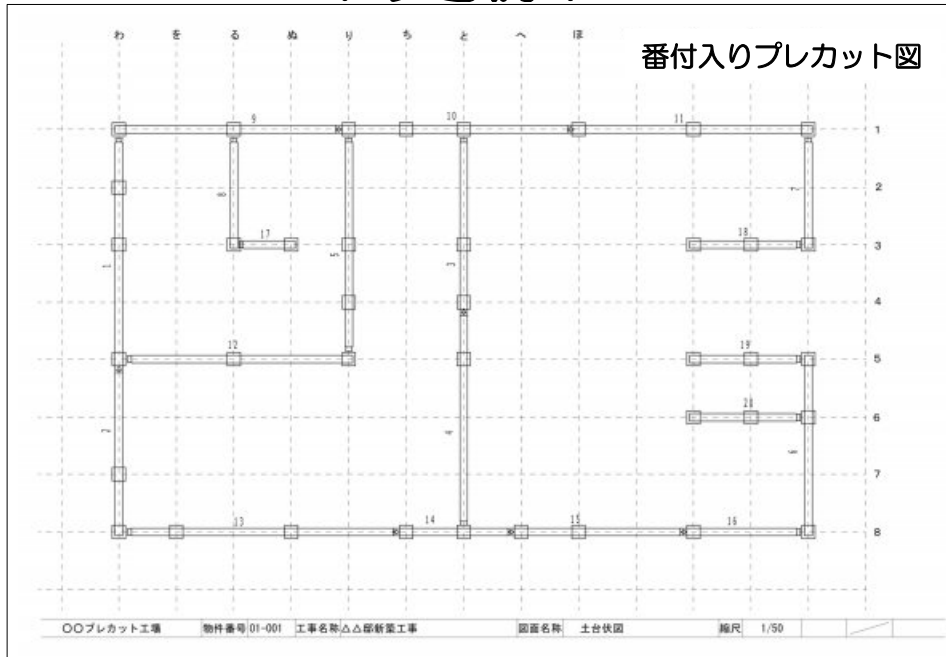
※1 集成材・製材等：通し柱、管柱、間柱、筋交い、束、土台、大引、根太、梁、桁、母屋、棟木、胴差、床板、壁板等

※2 内外装材：床、壁、天井、外壁等の仕上げに使用する木材（家具は含まない。）

補助対象外木材に記入

- ・ 道産材以外の産地の木材（道外の国産材、輸入材等）

# ＜ 参考例 ＞



### 木取表

木取表 (積算材)		物件番号	23-0515											
		工事名称	〇〇〇〇様 住宅											
区分	樹種	等級	W	H	L	本数	木取表	残長	使用率	木取内容	材番号 (実長)			
1F 桁・梁	トド松集成	E95	105	240	2800	3	2018	782	72.1	1003	(2018)			
							2018	782	72.1	1004	(2018)			
							1820	1	1794	26	98.6	1005	(1794)	
							210	2800	1	2617	183	93.5	1006	(2617)
							1820	1	1795	25	98.6	1007	(1795)	
							180	3985	1	3838	147	96.3	1008	(3838)
							3650	3	3614	36	99.0	1009	(3614)	
									3614	36	99.0	1010	(3614)	
									3493	157	95.7	1011	(3493)	
							1820	3	1794	26	98.6	1012	(1794)	
									1760	60	96.7	1013	(1760)	
									1252	568	68.8	1014	(1252)	
								3985	1	3785	200	95.0	1015	(3785)
							2800	1	2704	96	96.6	1016	(2704)	
							1820	5	1794	26	98.6	1017	(1794)	
									1794	26	98.6	1018	(1794)	
									1794	26	98.6	1019	(1794)	
									1794	26	98.6	1020	(1794)	
									1794	26	98.6	1021	(1794)	
								4000	2	3872	128	96.8	1022	(3872)
									3838	162	96.0	1023	(3838)	
								3650	6	3614	36	99.0	1024	(3614)
									3580	70	98.1	1025	(3580)	
									3527	123	96.6	1026	(3527)	
									3493	157	95.7	1027	(3493)	
									3493	157	95.7	1028	(3493)	
									3493	157	95.7	1029	(3493)	
		2800	1	2700	100	96.4	1030	(2700)						
		1820	27	1794	26	98.6	1031	(1794)						

### プレカット見積明細書

プレカット見積明細書											
物件番号	〇〇-〇〇〇〇		物件名称	〇〇〇〇様 住宅							
部材名	材種	等級	材長	材幅	材成	本数	歩付	乾燥	プレ加工	投入材種	
大引き	集成	E105	3650	105	105	2	-	-	-		0.0804
集成	E105	1820	105	105	1	-	-	-	-		0.0201
土台	E/F集	E105	4000	105	105	3	-	-	-		0.1323
E/F集	E105	3650	105	105	16	-	-	-	-		0.6432
1F 桁・梁	集成	E105	4000	105	330	1	-	-	-		0.1386
集成	E105	3650	105	270	1	-	-	-	-		0.1035
集成	E105	2800	105	240	3	-	-	-	-		0.2118
集成	E105	1820	105	240	1	-	-	-	-		0.0459
集成	E105	2800	105	210	1	-	-	-	-		0.0617
集成	E105	1820	105	210	1	-	-	-	-		0.0401
野地板			3650	12	900	23					0.9062
内壁下地			3650	45	105	10	S	◎	◎		0.172
			3650	30	105	10	S	◎	◎		0.115
			3650	30	45	10	S	◎	◎		0.049
			3650	18	105	10	S	◎	◎		0.069
			3650	18	45	50	S	◎	◎		0.15
吊り木			3650	30	45	50	S	◎	◎		0.245
吊り木受け			3650	45	105	25	S	◎	◎		0.43
天井下地			3650	45	45	90	S	◎	◎		0.666
			3650	30	45	60	S	◎	◎		0.294
			3650	18	45	90	S	◎	◎		0.27
その他	その他	他	1820	28	910	42					1.9488
6.7926											